

事務連絡
令和5年4月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられた後の 新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、ご案内のとおり、令和5年4月27日の第75回厚生科学審議会感染症部会の了承を得て、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたところです。

これを受けて、令和5年5月8日から、同日以降の新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告の取扱いを下記のとおりとしますので、各自治体におかれましては、貴管下の地方衛生研究所等へも周知の上、取扱いについて、遺漏無きようよろしくお願いいたします。

記

1 地方衛生研究所及び保健所における検査実績等の日次報告について

地方衛生研究所及び保健所における新型コロナウイルス感染症の検査数等については、「新型コロナウイルス感染症に関する検査数等の報告について（協力依頼）」（令和2年2月17日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡及び令和2年3月5日付け当本部事務連絡）に基づき、次の内容について、当省が運用する「アンケートシステム（WEBCAS）」を用いて報告をいただいていたところですが、これらについては、令和5年5月8日の国への報告分をもって、これを廃止することとします。

(1) 検査機器を用いた検査分析件数関係（調査ID：6464）

地方衛生研究所又は保健所におけるPCR検査（LAMP法検査等を含む。）の機器を用いた検査分析の結果が判明した件数の各施設ごとの「検査分析日」に基づいた報告

(2) 検体採取人数関係（調査 ID：6456）

地方衛生研究所又は保健所における PCR 検査（LAMP 法検査等を含む。）、抗原定量検査又は抗原定性検査（簡易キット）のいずれかの検査を目的とした検体を採取した人数の各施設ごとの「検体採取日」に基づく報告

2 留意事項

- (1) 上記の 1 の (1) 及び (2) の両報告については、令和 5 年 5 月 8 日（月）に、国において集計を行い、翌日に、最後の公表を実施する予定ですので、従前の検査実績の修正等については、令和 5 年 5 月 8 日（月）の午後 1 時まで、WEBCAS に入力して下さい。
- (2) 医療機関が検査機器を用いて分析した PCR 検査等の検査分析件数の実績については、「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」により、国が一括して把握していたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」（令和 5 年 4 月 20 日付け当本部事務連絡）の記の 1 の (1) 及び (2) のとおり、令和 5 年 5 月 8 日（月）から当面の間、医療機関による G-MIS への入力により、検査分析件数に替えて、「新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数」の把握を継続して実施します。
- (3) 民間の衛生検査所・衛生検査機関が検査機器を用いて分析した PCR 検査等の検査分析件数の実績については、各自治体を經由せずに、国が一括して把握していたところですが、これについても、令和 5 年 5 月 8 日の国への報告分をもって、把握を終了します。

以上

本件連絡先 厚生労働省新型コロナウイルス 感染症対策推進本部 検査班 TEL 03-5253-1111(内)8345 直通 03-3595-3286 corona-test@mhlw.go.jp
--